

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	大府市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	67-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://cms.obu.tsunago.info/pages/1001610

執行機関名 大府市長

障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当の支給に関する事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務を除く。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第4の項 障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当の支給に関する事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務を除く。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号) 第1条	大府市特別障害者手当等支給要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、在宅の重度障がい者の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別障害者手当若しくは障害児福祉手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当(以下「法定分手当」という。)に加算して支給する大府市特別障害者手当、大府市障害児福祉手当及び大府市福祉手当(以下「大府市特別障害者手当等」という。)について、愛知県特別障害者手当等支給費補助金交付要綱(昭和61年6月5日付け61障援第365号愛知県民生部長通知)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 大府市特別障害者手当等支給要綱